仁木町告示第　９０　号

地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「政令」という。）第１６７条の５及び第１６７条の１１の規定により令和９年度及び令和１０年度において仁木町が発注する工事・設計の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加しようとする者に必要な資格、資格審査の申請の時期及び方法等について次のとおり定める。

令和８年１１月９日

余市郡仁木町長　　佐藤　聖一郎

第１．資　　格

１．基本的資格要件

仁木町が発注する契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」と総称する。）に参加できる者（以下「競争入札参加資格者」という。）は、政令第１６７条の４第１項（第１６７条の１１第１項において準用する場合を含む。）に規定する者又は政令第１６７条の４第２項（第１６７条の１１第１項において準用する場合を含む。）の規定に基づき競争入札への参加を排除されている者でないこと。

２．契約の種類による要件

（１）工事の請負契約

ア　令和８年１２月１日現在において、その建設業の許可を受けてから２年以上その事業を営んでいること。

イ　工事の請負契約（塗装工事・道路標識設置工事・機械器具設置工事及び造園工事に係る契約を含む。）のうち、次の表に掲げる契約の種類に係る競争入札参加資格者は、工事の種類に応じ、次に掲げる事項について行った審査の結果により算出した総合数値を勘案し、次の表に掲げる工事予定価格に対応する等級に格付けされるものとする。

（ア）客観的審査事項

総合評定値通知書（経営規模等評価結果通知書）の総合評定値

（イ）主観的審査事項

ａ．工事施工成績

ｂ．工事実績

ｃ．工事件数

（等級区分に応ずる工事予定価格）

種類／等級	一般土木工事	舗装工事	鋼橋上部工事	建築工事	電気工事	管工事
Ａ	７，０００万円以上	６，０００万円以上	５，０００万円以上	１０，０００万円以上	２，０００万円以上	２，５００万円以上
Ｂ	７，０００万円未満３，５００万円以上	６，０００万円未満	５，０００万円未満	１０，０００万円未満４，０００万円以上	２，０００万円未満７００万円以上	２，５００万円未満８００万円以上
Ｃ	３，５００万円未満			４，０００万円未満	７００万円未満	８００万円未満

ウ　農業土木・森林土木に係る工事についての等級区分に応ずる予定価格は、土木工事に準ずるものとする。

（２）建築設計に係る契約

建築設計に係る契約についての競争入札参加資格者は、次の各号に掲げる要件を満たしているものとする。

ア　令和８年１２月１日現在において、引き続き１年以上その事業を営んでいること。

イ　建築士法（昭和２５年法律第２０２号）による１級建築士事務所、又は２級建築士事務所についての登録を受けたものであること。ただし、建築設備のみの設計を業とする場合はこの限りではない。

ウ　個人にあっては、従業員の数が３人以上であること。

（３）土木設計、地質調査又は技術資料作成に係る契約

土木設計、地質調査又は技術資料作成に係る契約についての競争入札参加資格者は、次の各号に掲げる要件を満たしているものとする。

ア　令和８年１２月１日現在において、引き続き１年以上その事業を営んでいること。

イ　個人にあっては、従業員の数が３人以上であること。

（４）測量に係る契約

測量に係る契約についての競争入札参加資格者は次の各号に掲げる要件を満たしているものとする。

ア　令和８年１２月１日現在において、引き続き１年以上その事業を営んでいること。

イ　測量法（昭和２４年法律第１８８号）による登録を受けたものであること。

ウ　個人にあっては、従業員の数が３人以上であること。

３．資格の有効期間

資格の有効期間は令和９年度及び令和１０年度とする。ただし、経常建設共同企業体については、１年間とする。

第２．資格の消滅

競争入札参加資格者が、次の各号の一に該当したときは、当該競争入札参加資格者の資格は消滅するものとする。

（１）政令第１６７条の４第１項に規定するものになったとき。

（２）政令第１６７条の４第２項の規定に基づき競争入札への参加を排除されたとき。

（３）営業に関し、政令の規定による許可・免許・登録等を要する場合において当該許可・免許・登録等を取り消されたとき。

（４）その他、第１の２に定める資格要件の一を欠くに至ったとき。

第３．資格審査の申請時期及び方法等

１．申請の時期

（１）令和８年１２月１０日から令和９年１月２９日までとする。

（２）随時の申請については共同審査申請の手引きに定める電子申請の受付期間とする。

（３）共同企業体又は協同組合に係る申請時期は、前号によるほか当該共同企業体が結成されたとき又は協同組合が設立されたときとする。

（４）特に町長が必要と認めた者に係る申請時期は、町長の指定する日とする。

２．資格審査の申請方法等

ア　提出方法

申請者は、インターネットを利用して、ウに掲げる北海道市町村入札参加資格共同審査ポータルサイト（以下、「ポータルサイト」という。）にアクセスし、北海道市町村入札参加資格共同審査協議会が運用する北海道市町村入札参加資格共同審査システム（以下、「共同審査システム」という。）に必要な情報の入力及び添付が必要な書類情報を送信することによって行う資格審査の申請（以下、「電子申請」という。）を行わなければならない。

イ　共同審査システムの利用申請等

ポータルサイトのアクセスは、次のホームページアドレスからによる。

なお、共同審査システムの稼働時間については、ポータルサイトにおいて掲示する稼働日時による。

〈北海道市町村入札参加資格共同審査ポータル〉

URL：　https://www.hoctec.info/kyoshin/

ウ　共同審査に係る申請手引き及び様式等の入手先

共同審査に係る申請の手引き及び様式等は、ポータルサイトに掲載の資

料よりダウンロードするものとする。

エ　共同審査に関する運営及び問い合わせ先

〈北海道市町村入札参加資格共同審査協議会〉

一般財団法人北海道建設技術センター

入札参加資格審査担当

℡：０１１－７３３－２３２２

（電話受付時間　土・日・祝日を除く午前９時００分から午後５時００分まで）

E-mail：kyoshin@hoctec.or.jp（メールによる問合せは２４時間送信可能）

オ　共同審査システムの利用環境及び利用申請について

申請者はポータルサイト掲載の利用環境を準備したのち、インターネットを利用してポータルサイトにアクセスし共同審査システムの利用に必要な事前の手続きを行うものとする。

カ　資格審査申請情報の電子申請

利用手続きの申請完了後に通知されるログインＩＤ及びパスワードにより、ポータルサイトの共同審査システムへアクセスし、入札参加資格審査申請の画面上の申請フォームに必要事項を入力のうえ、申請情報及び共同審査申請の手引き等において添付が必要と明記している紙媒体の添付書類をＰＤＦファイル形式に電子化したものを併せて送信しなければならない。

３．資格の再申請

（１）競争入札参加資格者は、次に掲げる場合の一に該当したときは再度資格審査の申請をするものとする。

ア　競争入札参加資格者の営業が相続、合併又は譲渡により移転された場合。

イ　中小企業等協同組合法（昭和２４年法律１８１号）の規定に基づき設立された中小企業等協同組合たる競争入札参加資格者が、その構成員（競争入札参加資格者たる組合員に限る。）を変更した場合。

（２）前号の申請は、第２項に示す表の当該担当課（係）から示される申請書類を提出することにより行うものとする。

（３）変更の届出をしようとする者は、第３に定める共同審査システムを利用した申請の方法等の例により速やかに届出しなければならない。

第４．参加資格を有する者の名簿への登載

（１）共同審査システムでの申請受理及び形式審査後、仁木町による競争入札参加資格の審査の結果、競争入札参加資格者と認められた者については、令和９年度及び令和１０年度において、仁木町が発注する工事等に係る競争入札参加資格者名簿（以下、「資格者名簿」という。）に登載される。

（２）資格者名簿は、第１に定める有効期間の間、次の事項について仁木町のホームページにおいて公表するものとする。

ア　競争入札参加資格者の称号又は名称、所在市町村等

第５．この告示に関する問合せ先

仁木町の資格審査申請に関する問合せ先

北海道余市郡仁木町西町１丁目３６番地１

仁木町役場建設課土木係

ＴＥＬ　０１３５－３２－２５１６